

東通村創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東通村は、創業による雇用の創出及び地域商業等の活性化を図るため、新たに村内で創業しようとする者及び第二創業*を実施する者に対し、予算の範囲内において、その創業に係る費用の一部を補助する。

*第二創業：既存の事業と異なる業種転換・業態転換等を図ること

(補助金額)

第2条 補助金額は、次のとおりとする。なお、汎用性が高い設備（パソコン、車両等）については対象外とする。

- ・事業所、店舗（移動型も含む）の開設に係る経費の1/2（限度額100万円）
- ・宣伝広告に要する経費の1/2（限度額30万円）

(補助対象者)

第3条 補助対象者は次の要件を全て満たすこととする。

- (一) 東通村商工会に加入している者又は、この事業が完了する日までに加入する者
- (二) 村内において新たに創業する方（村内移住を条件としない）
- (三) 既に営んでいる事業のほかに、新たな事業を開始する方
- (四) 既に営んでいる事業について、新たに村内に事業所を設置する方
- (五) 中小企業者であること（中小企業基本法の定義）
- (六) この事業を営むための必要な許認可を受けている者又は事業完了までに受ける者であること
- (七) 村税及びその他の納付金に滞納がない者
- (八) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しない者
- (九) 法令及び公序良俗に反していないこと
- (十) その他村長が適当と認めた者

(補助対象事業)

第4条 補助対象者は次の要件を全て満たすこととする。

- (一) 東通村商工会において創業相談を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業
 - (二) 必要に応じて金融機関から融資を受けて行う事業であり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
 - (三) 下記の業種にあてはまる事業
- 食料品製造業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類E 中分類9）
 - 織物・衣服・身の回り品小売業（統計法に規定する日本標準産業分類、大分類I 中分類57）
 - 飲食料品小売業（統計法に規定する日本標準産業分類大分類I 中分類58）

- その他の小売業（統計法に規定する日本標準産業分類大分類 I 中分類 60）
- 宿泊業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類 M 中分類 75）
- 飲食店（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類 M 中分類 76）
- 持ち帰り・配達飲食サービス業（統計法に規定する日本標準産業分類大分類 M 中分類 77）
- 洗濯・理容・美容・浴場業（統計法に規定する日本標準産業分類大分類 N 中分類 78）
- 建設業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類 D）
- その他村長が適当と認めたもの

（補助の期間）

第5条 補助の期間は、補助金交付決定の日から翌年3月31日又は事業完了日のいずれか早い日までとする。

（補助の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする方は、東通村創業支援事業補助金交付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (一) 創業に係る事業計画書（様式第二号）
- (二) 収支予算書（様式第三号）
- (三) 村税納付状況確認同意書（様式第四号）
- (四) 営業許可書の写し（許認可を必要とする種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
- (五) 補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書等）
- (六) 東通村創業支援事業補助金に係る事業計画実施支援確認書（様式第五号）
- (七) 金融機関から融資を受けたことを証する書類（融資を受ける場合）
- (八) その他村長が必要と認める書類

（事業の事前着手）

第7条 補助対象者は、事業の効率的な実施を図るため、事前に着手する必要があるときは、東通村創業支援事業補助金事前着手届（様式第六号）を村長に提出することにより、交付決定前に着手できるものとする。

（交付の決定）

第8条 村長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の書類を審査し、適切な事業計画を有しているかを確認した上で補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、東通村創業支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第七号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 村長は、前項に規定する補助金の交付決定に際して、当該補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付すことができる。

(変更)

第9条 前条の規定による、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに東通村創業支援事業補助金変更等承認申請書（様式第八号）に必要な書類を添えて村長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の二十パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、東通村創業支援事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第九号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して三十日を経過した日までに東通村創業支援事業補助金実績報告（様式第十号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (一) 創業報告書（様式第十一号）
- (二) 事業実施報告書（様式第十二号）
- (三) 事業費精算書（様式第十三号）
- (四) 補助対象経費明細表（様式第十四号）及び事業に係る経費の支払を証明する書類
- (五) 事務所等の賃貸借契約者の写し（対象経費に賃料等を含む場合）
- (六) 事業により警備した事務所等、設備、備品等が確認できる写真
- (七) 設立した法人の定款の写し及び履歴事項全部証明書
- (八) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）
- (九) 個人事業の開業届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (十) 特定創業支援事業を受けた証明書の写し（交付申請時に証明書を提出していない場合に限る。）
- (十一) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、東通村創業支援事業補助金確定通知書（様式第十五号）により、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、東通村創業支援事業補助金交付請求書（様式第十六号）を村長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 村長は、前条の請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定取消)

第14条 次のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (一) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (二) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (三) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (四) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は村長の指示に従わなかったとき。
- (五) 事業完了から5年以上の事業継続が不可能なとき。
- (六) 村長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 村長は、前項の規定による取消しをしたときは、東通村創業支援事業補助金取消通知書兼返還命令書（様式第十七号）を、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前二項の規定は、第11条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

4 補助金の交付を受けていた者は、第二項の規定により補助金の返還を命じられた納付期限までにこれを納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（その一部について納付があったときは、納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、当該納付があった額を控除した額）に年・九五パーセントの割合で計算した延滞金を村に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産を目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ東通村創業支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第十八号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 村長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、東通村創業支援事業補助金財産処分承認（不承認）決定通知（様式第十九号）により、補助事業者に通知するものとする。

(帳簿類の管理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金の交付に係る事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間又はその耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに関係する書類とともに保管しなければならない。

(創業事後報告)

第17条 創業後5年間、創業状況報告書（様式第十七号）により毎年の事業内容、収支決算等について村長に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、村長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年9月1日から適用する。

申請後の手続き

1. 交付決定	申請書類審査及び内容確認後、約3週間で通知	東通村→申請者
2. 事業開始	対象経費の支出	
3. 創業	翌年3月31日までに創業すること	
4. 実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東通村創業支援事業補助金実績報告書（様式第十号） ■ 経費の支払を証明する書類 ■ 事務所等の賃貸借契約書の写し（対象経費に賃料等を含む場合） ■ 事業により整備した事務所等、設備、備品等が確認できる写真 ■ 設立した法人の定款の写し及び履歴事項全部証明書（法人の場合） ■ 個人事業の開業届出書の写し（税務署の受付印のあるもの又はそれに類する証明） ■ その他村長が必要と認める書類 	東通村←申請書
5. 補助金の確定	書類審査後、約1週間で通知	東通村→申請書
6. 補助金の請求		東通村←申請書
7. 補助金の交付	書類審査後、約3週間で交付	東通村→申請書

様式第一号（第6条関係）

令和 年 月 日

東通村長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

東通村創業支援事業補助金交付申請書

東通村創業支援事業補助金の交付を受けたいので、東通村創業支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

2 事業の実施期間

事業開始日	令和	年	月	日
事業完了予定日	令和	年	月	日
創業予定日	令和	年	月	日

様式第二号（第6条関係）

創業に係る事業計画書

1 申請者の概要等

氏名 (代表者氏名)			生年月日 (年齢)	年月日 (歳)
住所及び連絡先	<p>〒</p> <p>TEL FAX</p> <p>E-mail</p>			
事業経営経験	<p><input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に事業を経営していたが、既にその事業をやめている。 (やめた時期： 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 企業組合・協同組合 <input type="checkbox"/> 特定非営利法人</p>			
現在の職業	<p><input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト</p> <p><input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他</p>			
職歴	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		

2 創業支援事業計画の内容

(1) 概要（創業予定者は、予定概要）

開業・法人設立予定日	令和 年 月 日
名称（予定）	
事業実施地 (創業予定場所)	〒
主たる業種（日本標準 産業分類・中分類）	
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社設立 (□株式会社 □合名会社 □合資会社 □合同会社) <input type="checkbox"/> 企業組合 <input type="checkbox"/> 協業組合 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人
事業に要する許認可・ 免許等	許認可・免許等名称： 取得（見込）日：
	許認可・免許等名称： 取得（見込）日：
受講した講習会等	講習会等の名称： 主催団体等： 受講時期：
	講習会等の名称： 主催団体等： 受講時期：
特許、資格等の有無 (予定を含む)	資格の名称： 取得年月日：
	資格の名称： 取得年月日：
	特許等の名称： 取得年月日：
	特許等の名称： 取得年月日：

(2) 事業内容

雇用予定人数	正社員 人、パート・アルバイト 人	
創業の動機・きっかけ		
事業の具体的な内容(取扱商品及び具体的なサービス)		
セールスポイント強み・競争力		
市場ニーズ 事業の将来展望		
ターゲット(誰に・いつ・どのように)		
競合状況		
顧客獲得のための戦略・戦術		
本事業の知識・経験・人脈・熱意		
見込まれる事業効果		
取引先(取引予定)	名称	所在地
資金調達		
販売先		
仕入先		
外注先		

(3) 事業スケジュール

実施時期	具体的な内容
1年目 年 月～ 年 月期	
2年目 年 月～ 年 月期	
3年目 年 月～ 年 月期	

(4) 売上・利益等の計画

(単位：千円)

	1年目 年 月～ 年 月期	2年目 年 月～ 年 月期	3年目 年 月～ 年 月期
(a) 売上高			
(b) 売上原価			
(c) 売上総利益 (a-b)			
人件費			
家賃			
支払利息			
その他			
(d) 経費合計			
営業利益 (c-d)			
従業員数	正社員 (人)		
	パート・アルバイト (人)		
積算根拠等			

(6) 補助対象経費明細表

経費項目	補助対象経費	積算内訳・説明
土地及び建物の取得、建築、賃借、改修、改装、修繕、看板等構築物等に係る経費（財産取得費、工事請負費、使用料、賃借料及び委託料）		
機械装置及び設備の購入、賃借、改修、修繕等に係る経費（使用料、賃借料及び委託料）		
車両、工具若しくは備品等の購入及び賃借等に係る経費（備品購入費、使用料及び賃借料）		
その他事業所開設等に係る費用		
合 計	(A) 円	(A) × 1/2 円
宣伝広告に要する経費（新聞広告、チラシ製作・配布、パンフレット等印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、ホームページ制作費、SNS広告料、展示会等の出展費用）		
合 計	(B) 円	(B) × 1/2 円
補助対象経費合計 (A)+(B) 及び補助申請額	円	補助申請額（※補助限度額に注意）円

※補助対象経費については、その根拠となる契約書、見積書等の写しを添付すること。

※補助限度額

事業所開設経費 100万円

広報にかかる経費 30万円

様式第三号（第6条関係）

收 支 予 算 書

1 收入

(単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	本年度予算の明細	摘要
自己負担額					
補助金等の額	村 費				
	国 費				
	県 費				
	小 計				
その他					
	小 計				
合 計					

2 支出

東通村長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

村税納付状況確認同意書

東通村創業支援事業補助金の交付申請を行うに当たり、私（法人にあっては、法人及び事業主）の納税状況を確認することについて同意します。

【村記入欄】

確認結果	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納あり（ ）
確認者	印

※この同意書は、申請時における納税状況について東通村役場で確認することができる法人又は個人事業主が提出することができる。

東通村商工会
会長 殿

東通村長

東通村創業支援事業補助金に係る事業計画実施支援確認書

東通村創業支援事業補助金の交付申請に際し、下記のとおり事業計画の策定支援を行ったこと及び継続的な事業計画の実行支援を行うことについて確認します。

記

1 申請者

氏名・企業名	
住所・電話番号	

2 確認事項

項目	主な支援内容	期間・頻度等
事業計画の策定支援		
補助事業実施期間中の支援		
補助事業終了後のフォローアップ		

※別途、支援内容が確認できる資料があれば添付してください。

事業内容及び上記記載内容に相違ないことを認め、継続的に支援することを確認する。

令和 年 月 日

東通村商工会 会長

印

令和 年 月 日

東通村長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

東通村創業支援事業補助金事前着手届

令和 年 月 日付けで申請した標記の補助事業について、交付決定前に着手したいので、東通村創業支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

なお、本件について、交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 着手予定年月日

2 事前着手の理由

殿

東通村長

東通村創業支援事業補助金交付・不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった東通村創業支援事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付

交付決定額 円

事業内容 対象となる事業は、東通村創業支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 不交付

理 由

東通村長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

東通村創業支援事業補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので、東通村創業支援事業補助金交付要綱第9条第一項の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

区分	変更前	変更後
補助対象経費	円	円
補助金交付申請額	円	円
変更内容		
変更理由		

※変更申請について必要な書類を別途添付すること。

2 補助事業の中止（廃止）

中止（廃止）の理由

第 号
令和 年 月 日

殿

東通村長

東通村創業支援事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東通村創業支援事業補助金変更等承認申請については、これを適當と認めたので通知します。

変更（中止、廃止）内容

変更前	変更後

令和 年 月 日

東通村長様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者名）

電話番号

東通村創業支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日 付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、下記のとおり実施したので、東通村創業支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金交付申請額 円

3 事業の実施期間
(1)事業開始日 令和 年 月 日
(2)事業完了日 令和 年 月 日
(3)創業日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

東通村長様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

創業報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、東通村創業支援事業補助金について、東通村創業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 創業日 令和 年 月 日

2 創業場所

3 商号・法人名

事業実施報告書

事業の実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
事業の目的	
事業の実施内容	
事業の成果	
事業の評価	
今後の展開	

事業費精算書

1 収入

(単位：円)

区分	本年度 予算額	収入済額	収入 未済額	収入済額の明細	摘要
自己負担額					
補助金等の額	村費				
	国費				
	県費				
	小計				
その他					
	小計				
合計					

2 支出

事業区分	科目	本年度 予算額	支出済額	支出済額の財源内訳			支出済額 の明細
				自己 負担額	補助金額	その他	
合計							

補助対象経費明細表

令和 年度分（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）

単位：円

経費区分	内容（単価、数量等）	金額
事業所開設経費		
広報費		
その他		
補助対象経費の合計		

※事業に係る経費の支払いを証明する書類を添付すること。

東商観第 号
令和 年 月 日

殿

東通村長

東通村創業支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった東通村創業支援事業補助金実績報告書を審査
した結果、補助金 円を交付することに確定したので通知します。

令和 年 月 日

東通村長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

東通村創業支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった、東通村創業支援事業補助金について、東通村創業支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額	円								
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合	本店 支店(所) 営業所 出張所						
	口座番号	普通 当座							
	口座名義人	フリガナ 氏名							
備考									

第
令和 年 月 日
号

殿

東通村長

東通村創業支援事業補助金取消通知書兼返還命令書

令和 年 月 日付け東商觀第 号で交付決定をした東通村創業支援事業補助金については、下記のとおり取り消しますので通知します。また、交付済みの補助金について返還を命じますので期限までに納付してください。

なお、命じられた納付期限までに納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（その一部について納付があったときは、納付の日以後の期間に係る延滞金の計算と基礎となる額は、当該納付があった額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。

記

1 取消理由

2 取消内容

3 補助金交付済み額 円

4 補助金返還請求額 円

5 補助金返還納付期限年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

東通村長様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者名）

電話番号

東通村創業支援事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった、東通村創業支援事業補助金について、下記のとおり財産の処分を行うことから、東通村創業支援事業補助金交付要綱第15条の規定により承認を申請します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

2 処分価格 _____ 円

3 処分理由

第 号
令和 年 月 日

殿

東通村長

東通村創業支援事業補助金財産処分承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった東通村創業支援事業補助金により取得した財産の処分について、東通村創業支援事業補助金交付要綱第15条第二項の規定により、下記のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 1 処分しようとする財産
- 2 承認理由（不承認理由）
- 3 処分の条件

東通村長様

申請者 住所又は所在地
 氏名又は名称
 (代表者名)
 電話番号

創業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった標記補助金について、
 東通村創業支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、事業の状況を下記のとおり報告
 します。

記

1 報告事業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日				
2 営業開始年月日	令和 年 月 日				
3 事業の成果					
4 事業内容					
5 雇用状況 ※下段()内は、村 内在住者数	年度	正社員	パート	アルバイト	合計
	年度 (1年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (2年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (3年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (4年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (5年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
6 その他報告事項					

※決算書又はこれに準ずるものを添付すること。